

多治見市

子どもの権利に関する条例

令和2年3月の改正により

「命を守る」ことを重点とする内容が加わりました!

条例改正の 2 つのポイント

▶ポイントの条文中の下線部が条例の改正により変更のあった部分です。

POINT

1 「子どもの命を守る」ことを強調する内容を追加しました

【前文】すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

【第1条】この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

【第3条第5項】市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。



POINT

2 第7条第3項及び第4項に体罰の禁止を明記しました

児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、令和2年4月1日から体罰の禁止が法律で定められました。そのため、体罰の禁止を明記し、虐待や体罰などにより子どもを傷つけたり、悲しませたり、苦しませたりすることのないよう求めています。

【第7条第3項】親など保護者などの子どもと同居するおとなは、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

【第7条第4項】市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。



※裏面では、条例に基づく多治見市のさまざまな取り組みを紹介しています。

たじみ子育てパートナー ウィズ・チル

(通年で登録受付)

「ウィズ・チル」は、普段のくらしの中で子どものパートナーとして寄り添い、健やかな成長を見守る、おとなによる草の根運動です。考え方に賛同してくださる方を募集しています。



「ウィズ・チル」バッジイメージ

子どもの権利セミナー

(毎年1回)

子どもの権利に関する知識を深めるため、様々なテーマで外部講師による講演会を実施しています。子どもの権利擁護委員会による活動報告会も行われます。学校で児童生徒向けに実施することもあります。



基調講演の様子

みんな違っておもしろい ぼくの絵 わたしの絵 絵画コンクール

(7~8月頃募集、10~11月頃展覧会)

毎年、市内の幼児から高校生までの子どもたちを対象に絵画コンクールを開催しています。



ヤマカまなびパークでの展覧会の様子

子どもの権利相談室 「たじみ子どもサポート」

(通年設置)

子どもに関する悩みやこまりごとについて一緒に考えます。まずはお気軽にご連絡ください。

【相談対応時間】 火-金曜: 13時~19時
土曜: 12時~18時

電話番号: 23-8666 (携帯電話可)

メール: kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp

令和2年12月から、LINE相談も始めました。右のQRコードからご相談いただけます。



おとどけセミナー 「子どもの権利~みんなで いっしょに考えよう!!~」

(要望に応じて開催)

市職員が市内各所に出向き、子どもの権利についての理解を深めます。多治見市在住、在勤、在学の方を含む5名以上のグループであればどなたでもご利用いただけます。



乳幼児保護者向けセミナーの様子

たじみ子どもの権利の日 協賛事業

(毎年10~12月頃)

児童館、児童センターや公民館において、11月20日の「たじみ子どもの権利の日」に合わせ、子どもに関する事業を実施しています。



児童センターまつりの様子

たじみ子ども会議

(毎年1回・11~12月頃)

多治見市では、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするため、毎年1回たじみ子ども会議を開催しています。話し合いの内容をもとに意見書を作成し、毎年市長へ提出します。

グループ別話し合いの様子



意見書提出の様子

たじみ子ども会議 子どもスタッフ会議

(原則毎月第4日曜日)

「たじみ子ども会議」を企画・運営する子どもたちによる活動です。学校も年齢も異なる小学4年生から高校3年生までのスタッフが、テーマ選定や会議に向けた準備、子ども会議の広報など幅広く活躍しています。



話し合いの様子



広報用動画撮影の様子



「多治見市子どもの権利に関する条例」に基づき、多治見市ではさまざまな取り組みを行っています。ぜひご参加ください。

発行元: 多治見市環境文化部くらし人権課

多治見市日ノ出町2丁目15番地 TEL 0572-22-1128 (直通) FAX 0572-25-7233

2021年2月発行 この資料は99,385円の費用で1,300部作成しました。



リサイクル適性

このチラシは植物油インキと、印刷用の紙へリサイクルできるAランクの資材のみを使用しています。